就労継続支援B型事業所の指定に係る流れ

時期	[事業別の指定]〜Ѭる∭4 手続き	内 容
事業開始予定日の	(事業者⇔西部県民福祉局)	○事業者は西部県民福祉局に事前相談を行う。
3~4か月前	• 事前相談	
	(事業者⇔市町村)	○事業者は税理士・中小企業診断士等専門家の
	・開設予定地の市町村と	意見を聞きながら事業計画書を作成する。
	の協議	○事業者は事業所の開設を予定している市町村
	・市町村の意見書の交付	に対し、事業計画等の説明・協議を行った上
	申請	で、指定にかかる意見書の交付を求める。
		○市町村は事業計画書だけでなく、地域の状況
		を総合的に判断し、指定に対する意見書を作
		成して事業者に交付する。
		※意見書の交付に当たり、市町村によっては
		外部の諮問機関等に諮るなどの手続きを要
		する場合等があるため、意見書交付までの
		期間は市町村により異なる。所要日数は、
		各市町村に確認が必要。
事業開始予定日の	(事業者⇔西部県民福祉局)	○事業者は指定申請書類 (事業計画書を含む) の
2か月前	・事前協議	案を作成し、西部県民福祉局との事前協議を
		行う。
		※市町村の意見書の交付を受けていなくても
		事前協議は受けるものとする。
事業開始予定日の	(事業者⇒西部県民福祉局)	○事業者は西部県民福祉局との事前協議を踏ま
1か月前	・指定申請書類提出	えて、指定申請書類一式を作成し、西部県民
		福祉局へ提出。
		※事業計画書、市町村の意見書を添付する。
		○申請書類の補正が必要な場合、補正終了後に
		申請書類を受理。
	(西部県民福祉局)	○審査期間は、申請書類の受理日から20日間
	・指定申請書類審査	程度。
		○指定基準の適合状況、事業計画書、市町村の
		意見等を踏まえて、指定を判断。
事業開始予定日前	(西部県民福祉局	○西部県民福祉局は、事業者、市町村に審査結果
	⇒事業者、市町村) ・審査結果通知	を通知。
事業開始後	(西部県民福祉局、市町村	○事業者は税理士・中小企業診断士等専門家の ○
尹禾川州()	⇔事業者)	○事業有は枕壁工・中が企業診例工等専門家の 意見を聞きながら、事業計画書に沿って適切
		忘れを聞きながら、事業可回音に行うで過り に事業を運営するよう努める。
		○西部県民福祉局は指定から6か月後を目途に
		運営状況等を確認し、状況を市町村と共有す
		を含め、
		○。 ○西部県民福祉局は、必要に応じて市町村と連
		携するなどして、適宜、実施指導等を実施す
		ありるなどして、 <u>過日、</u>
		.∾.